

商品概要説明書

福島銀行

(2022年7月1日現在適用中)

1. 商品名	株主様限定定期預金 〔自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>〕							
2. 必要な取引条件	当行の株式を100株以上所有していること (新規購入の場合を含みます)							
3. ご利用いただける方	個人および法人の方							
4. 取扱期間	2023年6月30日まで							
5. 取扱店舗	全営業店 (いつでもどこでも支店を除く) *お一人様1店舗でのお預入れに限ります。							
6. 預入期間	1年 *自動継続 (元金継続または元利金継続) によりお取扱いいたします。							
7. 預入方法	一括預入方式 ・証書式でのお預入れとなります。							
(1) 預入方法	一括預入方式 ・証書式でのお預入れとなります。							
(2) 預入金額	10万円以上							
(3) 預入単位	1円							
(4) 預入限度額	1,000万円							
8. 払戻方法	満期日以後、一括して払戻します。							
9. 利息・利率	預入日の自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>の店頭表示金利 + 年0.1% *金利情勢により、見直す場合がございます。							
(1) 適用利率	預入日の自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>の店頭表示金利 + 年0.1% *金利情勢により、見直す場合がございます。							
(2) 利払方法	満期日以後、一括して支払います。							
(3) 計算方法	付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算							
10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の源泉分離課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が附加されています。 法人のお客様は、15.315% (国税) の総合課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が附加されています。 個人のお客様がマル優ご利用の場合、非課税法人の場合は非課税になります。 							
11. 手数料	—							
12. 付加できる特約事項	・マル優 (マル優利用資格者のみ) のお取扱いができます。							
13. 預入期間中の中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前の解約は原則できません。 やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および期間に応じた利率 (小数点第4位以下切り捨て) によって計算します。ただし、解約日の普通預金の店頭表示金利を下回らないこととします。 <table border="1" data-bbox="454 1736 1500 1881"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金の店頭表示金利</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日の自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>の店頭表示金利×50%</td> </tr> </tbody> </table>		中途解約日までの預入期間	解約利率	6か月未満	解約日の普通預金の店頭表示金利	6か月以上1年未満	預入日の自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>の店頭表示金利×50%
中途解約日までの預入期間	解約利率							
6か月未満	解約日の普通預金の店頭表示金利							
6か月以上1年未満	預入日の自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期・スーパー定期300>の店頭表示金利×50%							
14. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。							
15. 金利情報の入手方法	店頭でご覧いただくか、窓口にお問合せください。							

<p>16. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日に、自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期・スーパー定期300＞として自動継続いたします。 ・自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨お申し出ください。 *継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日の普通預金の店頭表示金利により計算します。 ・元金・利息のお取扱い 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります。 ・ATM・インターネットバンキングによるお取扱いはできません。
<p>17. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：一般社団法人 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>